

公共工事の中間前金払に関するQ&A

Q 1 中間前金払とは何ですか？

A 1 建設工事におきましては、現在請負代金の10分の4以内を前金払として支払っておりますが、施工の中間時期に10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、請負者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前金払の対象となる工事は？

A 2 中間前金払の対象工事は、当初の請負代金が300万円以上の建設工事です。ただし、低入札価格調査の対象案件でなかったこと、当初の前金払を受領していること及びその後部分払の請求をしていないことが必要となります。

平成24年4月1日以降の入札公告及び指名通知案件の工事から適用となります。

Q 3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

A 3 中間前金払は、部分払と比較し、請負者及び発注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。部分払の場合は出来高検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面及び現地調査による審査であるため、部分払に比べ、検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

なお、中間前金払の認定請求の時期については、「工期の2分の1を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも請負代金額の2分の1以上になったとき」にいつでも請求認定が可能となります。

Q 4 実際の工事出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前金払を請求することができますか？

A 4 中間前金払の請求はできます。中間前金払の認定条件は「工期の2分の1を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも請負代金額の2分の1以上になったとき」ですので、予定出来高の消化状況に関係なく認定請求することができます。

Q 5 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 5 中間前金払の認定申請書（様式第1号）に工程表の写し（出来高部分を赤字等で追加記入したもの）及び工事履歴月別報告書（様式第2号）を添付して工事担当課に提出してください。

Q 6 中間前金払の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 6 中間前金払にかかる認定の請求があった場合、発注者では直ちに認定作業を行い、その結果を通知します。この認定請求から通知を行うまでの期間は概ね1週間（10日前後）と考えています。また、中間前金払は支払請求書を受理した日から14日以内に支払いをします。

Q 7 中間前金払の支払請求の時期と提出書類はどうなっていますか？

A 7 中間前金払の認定請求を行い、発注者から中間前金払認定調書（様式第3号）が届いた後、中間前金払申請書（様式第4号）に中間前金払保証証書（保証事業会社が発行）と請求書を添付して発注者に提出してください。

Q 8 前払金の受領後に、請負契約が変更された場合、中間前金払はどうなりますか？

A 8 中間前金払は、「請負代金額の20%以内で、かつ前金払（中間前金払を含む）の支払総額が60%を超えない」こととなっています。

①増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金額＞変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となります。

例) 請負代金額1千万円 増額変更 5百万円 前金払4百万円

$$15,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 15,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$5,000,000 \text{ 円} > 3,000,000 \text{ 円} \quad \text{中間前払金請求可能額 } \underline{3,000,000 \text{ 円}}$$

②減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金額＜変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前金払」が中間前金払の額となります。

例) 請負代金額1千万円 減額変更 2百万円 前払金4百万円

$$8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円} \quad \text{中間前払金請求可能額 } 800,000 \text{ 円}$$

③工期延長の場合

変更契約による工期の2分の1を経過していれば請求することができます。

Q 9 「部分払」との関係はどうなりますか？

A 9 部分払と中間前払金は併用することはできません。前払金請求後には部分払と中間前払金のどちらかを選択することとなります。（中間前払金の請求後には部分払を請求することもできません。ただし、複数年に亘る工事の年度末の精算払については行うことができます。）